

議案第 28 号

千曲市博物館条例の一部を改正する条例制定について

千曲市博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月24日提出

千曲市教育長 小松 信美

千曲市博物館条例の一部を改正する条例

千曲市博物館条例(平成 15 年千曲市条例第 112 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条及び」を削る。

第 2 条の表中

「

千曲市さらしなの里歴史資料館	千曲市大字羽尾 247 番地 1
----------------	------------------

」を

「

千曲市さらしなの里歴史資料館	千曲市大字羽尾 247 番地 1
千曲市武水別神社神官松田邸	千曲市大字八幡 3033 番地 25

」に

改める。

第 12 条第 1 項中「第 9 条」を「第 7 条」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

別表中

「

さらしなの里歴史資料館

」を

「

千曲市さらしなの里歴史資料館
千曲市武水別神社神官松田邸

」に、

「

千曲市森将軍塚古墳館
学習室

」を
「

千曲市森将軍塚古墳館
学習室
千曲市武水別神社神官松田邸
隠居屋

」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 14 条第 1 項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。